

令和5年5月22日

監査報告書

学校法人 日本歯科大学

理事 会 御中

学校法人 日本歯科大学

監事 高橋 賢一 

監事 加藤暢一 

私たちは、学校法人日本歯科大学の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて同大学の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）を含め、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは、監査にあたり、理事会その他重要な会議に出席するほか理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁済書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以上

令和5年5月22日

監査報告書

学校法人 日本歯科大学
評議員会 御中

学校法人 日本歯科大学

監事 高橋頤一 

監事 加藤暢一 


私たちは、学校法人日本歯科大学の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて同大学の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）を含め、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは、監査にあたり、理事会その他重要な会議に出席するほか理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁済書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以上